

議提第2号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により、北本市  
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のとおり提出する。

平成21年 5月19日 提出

提出者	北本市議会議員	伊	藤	堅	治
賛成者	北本市議会議員	串	田	英	夫
賛成者	北本市議会議員	桂		祐	司
賛成者	北本市議会議員	福	島	忠	夫
賛成者	北本市議会議員	黒	澤	健	一
賛成者	北本市議会議員	加	藤	勝	明

北本市議会議長 横山 功 様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の190」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。